# 事業報告 25年間を振り返って

## 総務部　広報室

日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）は、平成25年11月30日に設立25周年を迎えました。
JWセンター 25周年記念誌『25年のあゆみ』を基に、設立から今日までのJWセンターの組織の変遷をはじめ、基幹事業である「教育研修事業」や「電子マニフェスト事業」の経緯を振り返ります。

### 1．JWセンターの前身組織

JWセンターの前身は、社団法人日本廃棄物対策協会（以下「日廃協」という。）です。

日廃協は、公害防止装置メーカー、建設業、総合商社など産業廃棄物に関係する企業42社が参加する「全国産業廃棄物対策協会」と大学や自治体研究機関、企業などが参加する廃棄物の学究的団体である「廃棄物処理研究会」が、産業廃棄物を主体とする廃棄物の適正な処理を促進することを目的に合併し、産官学連携の社団法人として昭和50年３月31日に誕生しました。日廃協は、設立当初から、自主的な調査研究に加え、国、地方自治体、民間企業から調査研究を受託し、産業廃棄物の適正処理の推進に多くの成果を挙げました。

### 2．JWセンターの設立、発展

昭和60年頃になると、都市再開発に伴う建設廃棄物の増加、大都市での最終処分場確保の困難化、産業廃棄物の発生から最終処分までの管理体制の不備など、産業廃棄物に関する新たな問題が顕在化しました。それらの問題に対して、厚生省生活環境審議会廃棄物処理部会などから、処理技術に関するガイドラインの策定や産業廃棄物の管理強化、処理業者の育成、関係技術者の養成など、行政機関を補完するための教育研修機関設置の必要性が指摘されました。

国は、これらの行政課題への取組みを支援する受け皿として日廃協を発展的に解散し、昭和63年11月30日に厚生大臣の認可を受けたJWセンターが、財団法人として設立されました。

発足時のJWセンター事務局組織は、企画・総務部、事業部、教育研修部及び調査研究部の４部体制で、スタッフは理事長以下５人でした。設立時の事業は、厚生大臣認定講習会、調査研究等でしたが、平成10年7月に厚生大臣から電子マニフェスト制度の運営主体として、「情報処理センター」の指定を受けて、同年12月から運営を開始しました。その後も業務量の拡大に対応し、組織を改組・充実してきました（図１、図２）。

そして平成24年4月、JWセンターは公益財団法人に移行しました。事務局はこれまでの総務部、教育研修部、調査部、国際部及び情報処理センターの２部（業務推進部、システム開発運用部）の６部体制を維持、継承しつつ、監事の業務を補佐することを主な業務とする監査業務室を新たに設置し、現在約50人のスタッフで業務にあたっています。

| 期　間 | 昭和63年11月～平成10年6月 | 平成10年7月～平成24年3月 | 平成24年4月～ |
|---|---|---|---|
| 事業名 | センターの設立から情報処理センターの指定までの期間 | 情報処理センターの指定から公益財団法人移行までの期間 | 公益財団法人移行から現在 |
| 教育研修事業 講習会 | 大臣認定講習会（再許可・新規・更新） | 13年 任意講習会（新規・更新） | |
| | 6年 大臣認定講習会（特管責任者） | 13年 任意講習会（特管責任者・医療特責） | |
| | | 16年 PCB廃棄物講習会 | |
| 教育研修事業 研修会 | | 17年 実務者、マネジメント、放射性物質汚染廃棄物処理 | |
| 電子マニフェスト事業 | | 10年 電子マニフェストの運用 | |
| | | 9年 システム開発 / 12年 二次開発 / 16年 三次開発 / 22年 四次開発 | |
| | | 10年 普及促進：広報、操作体験コーナ設置、加入料無料キャンペーン等 | |
| 調査研究事業 | 国等受託調査、自主調査事業（国内外資料収集） | | |
| 感染性廃棄物容器評価事業 | 7年 医療廃棄物容器登録認定制度 | 17年 感染性廃棄物容器評価事業 | |
| 国際協力事業 | JICA、国による途上国の支援プロジェクトへの協力 | | |
| 災害廃棄物対策事業 | | | 23年 JW災害廃棄物処理支援システム運用等 |

図１　主なＪＷセンターの事業変遷

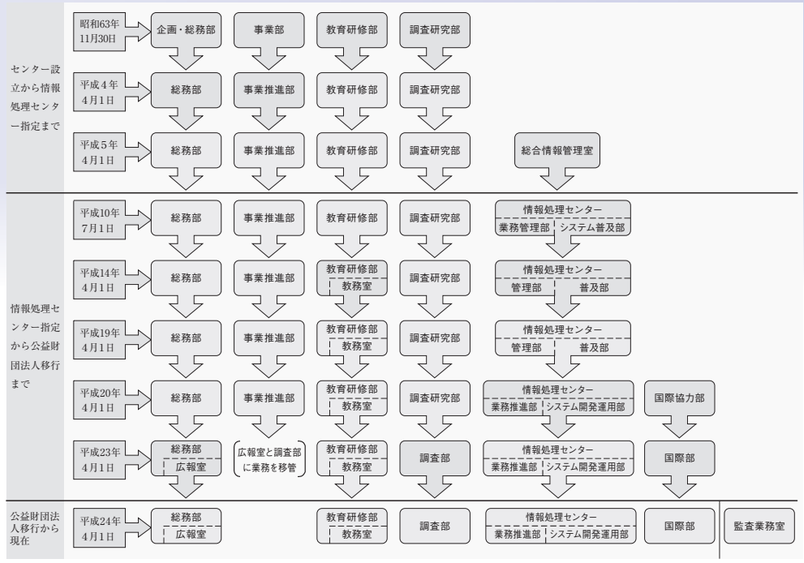



図２　JWセンター発足時から現在までの事務局組織の変遷

### 3．教育研修事業の経緯

昭和63年11月30日のJWセンターの設立に伴い、日廃協時代から実施してきた「再許可講習会」を平成元年１月から引き継ぎました（再許可講習会は平成５年に「更新講習会」に改編）。その後、平成4年度からは新たに産業廃棄物処理業の許可を取得しようとする処理業者を対象にした「新規講習会」を開催、平成５年度からは特別管理産業廃棄物を生じる事業場ごとに設置が義務付けられている特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得のための「特管責任者講習会」を、いずれも国の認定講習会として実施しました。

平成12年の規制緩和に関する廃棄物処理法施行規則の改正により、「新規講習会」、「更新講習会」及び「特管責任者講習会」は、それまでの大臣認定講習会から任意の講習会に変わる大きな動きがありました。これにより、産業廃棄物処理業の許可要件や特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件の判断は、産業廃棄物行政を実施する各都道府県・政令市に委ねられることになりました。こうした状況に対応するため、JWセンターは、都道府県・政令市及び関係業界団体等との密接な連携を確保しつつ、講習会の内容や実施方法等の全般的な見直しに取り組みました。その結果、受講者数の落ち込みもなく、順調に教育研修事業を継続でき、JWセンターの中核的事業として発展してきました。図３に新規講習会、更新講習会、特管責任者講習会受講者の推移を示します。

また、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者に法的資格要件が設けられたことを受け、平成16年度より、「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を開始しました。さらに、都道府県・政令市及び日本医師会からの感染性廃棄物等を扱う医療機関等関係者を対象とした特管責任者講習会の講習内容の充実に関する要望を受け、平成18年度から「医療関係機関等を対象にした特

# 事業報告 25年間を振り返って

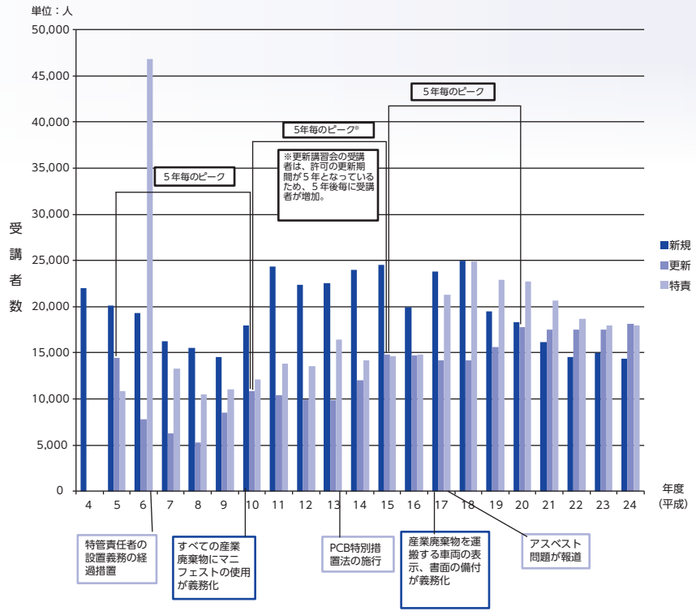



図３　新規講習会、更新講習会、特管責任者講習会受講者の推移

別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を開始しました。

講習会テキストの作成については、テキスト作成委員会を設置し、毎年、法改正や統計データ等の最新情報を加えるなど、編集に最善を尽くすとともに、年度途中に法改正等があった場合は、追補版を作成し、受講者にタイムリーな情報を提供しています。

平成17年からは、廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会の開催に加え、産業廃棄物処理に携わる実務担当者等の資質向上を図るための「産業廃棄物処理実務研修会」（平成23年度終了）を実施するとともに、平成24年からは排出企業の担当者等を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会：基礎コース、管理コース」をはじめ、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理に携わる処理業者等を対象とする研修会など、時代のニーズに対応した種々の研修会を開催してきました。

なお、これらの講習会・研修会の実施にあたっては、都道府県・政令市の指導・協力のもと、講習会等の実施協力機関である公益社団法人全国産業廃棄物連合会（以下「全産連」という。）及び47都道府県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）と緊密な連携を図って実施してきました。こうした25年間にわたる教育研修事業により、これまでに約104万人の人材を輩出してきました。

## 4．電子マニフェスト事業

JWセンターは、廃棄物処理法に基づく「情報処理センター」として指定を受け、平成10年12月１日から電子マニフェストシステムの運営を開始しました。JWセンターは、電子マニフェストの運営を開始した当初から、電子マニフェスト制度をいち早く社会に認知してもらえるように、電子マニフェストのメリット等を廃棄物専門紙等やポスター、パンフレット、環境関連の展示会への出展を通じてPRしてきました。また、操作等の質問に対応するサポートセンターを設置し、システム導入後のスムーズなマニフェスト運用に資するための操作体験コーナを設置（東京、大阪）したほか、インターネット上での操作体験システムの提供等を行うなど利便性の向上を図ってきました。

しかし、運営開始当初は、電子マニフェストシステムの加入者数、登録件数とも伸び悩み、平成15年度末までの普及率（電子化率）は１％留まりでした。

このような状況の中、環境省は平成15年度から電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、①普及促進方策の検討、②システムの改善・強化、③普及モデル事業の実施、④電子マニフェスト導入研修会・操作説明会等の事業を精力的に実施しました。JWセンターでも、環境省が産業廃棄物処理業優良化推進事業の一環として取りまとめた「電子マニフェスト普及促進方策」（平成17年３月）に沿って、普及の促進に努めました。

また、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部による「IT新改革戦略」（平成18年１月）において、平成22年度までの電子マニフェスト普及率を50％とする目標が示されました。これを受けてJWセンターは、環境省とともに、排出事業者の業界団体や全産連及び産廃協会に対して、電子マニフェストのメリットや運用方法についての説明会を実施するなど、更なる電子マニフェストの普及に取り組みました。

平成18年には、環境省の働きかけの下、JWセンターと全産連が電子マニフェストの普及方策について共同で検討を進め、両団体が連携して電子マニフェストを本格的に普及させることで合意しました。これにより、産廃協会や産業廃棄物処理業者の間に、電子マニフェスト活用の理解が進みました。料金面でも、排出事業者団体向け料金体系の導入、排出事業者、処理業者を対象にした加入料無料キャンペーンの実施により、電子マニフェストの普及促進に努めました。また、通信機材のハード面、電子マニフェストシステムのソフト面の開発も法律改正への対応や利用者の利便性向上のため、３度のシステム改善を行ってきました。その結果、平成19年度以降、加入者数と登録件数は、急激な増加傾向を示し、平成24年度末現在の電子マニフェストの

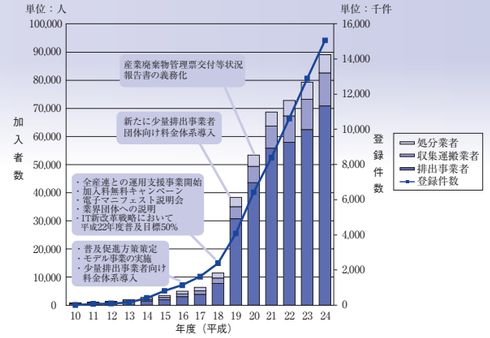



図４　電子マニフェストの加入者数と登録件数の推移

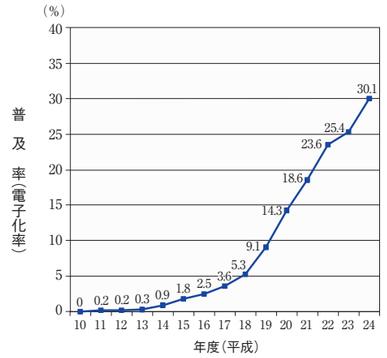



図５　マニフェストの普及率（電子化率）の推移

加入者数は89,015社、年間登録件数は、約1,505万件、普及率（電子化率）は約30%となりました（図４、図５）。

さらに平成25年５月には、閣議決定された国の第三次循環型社会形成推進基本計画において、「廃棄物の適正な処分の確保等を図るために有効な電子マニフェストの利用割合について平成28年度において50％に拡大すること」という目標が盛り込まれました。環境省は、平成25年10月に平成28年度の普及率（利用割合）50％に向けたロードマップを策定しました。JWセンターは、ロードマップに盛り込まれた普及方策を展開して、電子マニフェストの更なる普及に取り組んでいます。

※JWセンター 25周年記念誌『25年のあゆみ』はJWセンターホームページに抜粋し掲載しています。